

Title	ナチス・ドイツの雇用創出政策(上)：一九三三-一九三五年
Sub Title	Die nationalsozialistische Arbeitsbeschaffungspolitik (I)
Author	原, 信芳(Hara, Nobuyoshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1987
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.57, No.1 (1987. 5) ,p.23- 46
JaLC DOI	
Abstract	<p>Diese Untersuchung bezieht sich auf die Arbeitsbeschaffungsmassnahmen der Nazi-Regierung. Wir haben zwei unterschiedliche Meinungen über die Wirtschaft während der Friedenszeit des Dritten Reiches, (1) Die Wirtschaftspolitik der Regierung konzentrierte sich von Anfang an auf die Aufrüstung und verknüpfte auch die Massnahmen für Bekämpfung gegen Arbeitslosigkeit mit "der Wiederwehrrhaftmachung des deutschen Volkes". (2) Die Regierung begann die forcierte Aufrüstung erst nach der Losung des Arbeitslosenproblems Obwohl viele Studien über diese unterschiedlichen Standpunkte geschrieben worden sind, scheint mir der Charakter und die Vieldeutigkeit der nationalsozialistischen Arbeitsbeschaffungspolitik vernachlässigt worden zu sein. Die Regierung Hitlers bevorzugte Arbeitsintensivität bei öffentlichen Arbeiten vor Wirtschafts- und Finanzrationalität(wie wir z. Beispiel im ersten Reinhardt-Programm sehen können) Noch dazu spielte Arbeitsbeschaffung ausser bei der industriellen Produktion eine grosse Rolle z Beispiel in Verbindung mit Notstandsarbeit, Arbeitsdienst, Landhilfe und Landjahr oder Übergang der Frauenarbeitskräfte vom Arbeitsmarkt in die Hauswirtschaft Daher ging die Arbeitsbeschaffungsleistung im Jahre 1933 über die Konjunkturbelebung hinaus, denn zwei Millionen Arbeitslose nahmen wieder Arbeit auf Andererseits war die Zunahme der regulären und industriellen Arbeitskräfte relativ niedrig Wenn wir die Arbeitsbeschaffungspolitik als die Wirtschafts- und Konjunkturpolitik bestimmen in bezug auf Steigerung der Kaufkraft, der effektiven Nachfrage, des Investitionsmultiplikators, ich finde keinen positiven Effekt der Arbeitsbeschaffungsphase in der nationalsozialistischen Wirtschaft während der Friedenszeit Ein Teil der Arbeitsbeschaffungsmitteln wurde überdies für die Aufrüstung aufgewendet (Ein Drittel des Sofort-Programms, ein grosserer Teil der Spende zur Förderung der nationalen Arbeit u. s w.). Aber ich zögere nicht, das Jahr 1933 und 1934 oder mindestens das erste Jahr des Dritten Reiches als eine Phase zu betrachten, in der Arbeitsbeschaffung besonders in Betracht gezogen wurde, wenn die Arbeitsbeschaffungsmassnahmen als ein Teil der Sozialpolitik aufgefasst werden Schacht lachte zwar die mit der echten Wirtschaftsbelebung nie zusammengehängenen nationalsozialistischen Arbeitsbeschaffungsmassnahmen aus, doch durch die Tatsache, dass die Regierung vielen Arbeitslosen sofort eine Art von Arbeitsplatz gab, konnten sie der deutschen Nation am Anfang der Hitler Regierung eine Atmosphäre der Entspannung der Arbeitslosigkeit geben. Dieses Gefühl musste zur Verstärkung der Regierungsautorität beitragen. Meine Schlussbetrachtung mag den Mittelweg der bisherigen Studien wählen. Die Beurteilung der Arbeitsbeschaffungspolitik im Dritten Reich hängt von der Definition des Charakters dieser Massnahmen ab.</p>
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19870500-0023

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ナチス・ドイツの雇用創出政策 (上)

(一九三三—一九三五年)

原 信 芳

- I 序
- II 支出実績と資金調達方法
- III 労働力需要増加策
- IV 労働力供給削減策 (以上本号)
- V 雇用創出効果
- VI 再軍備費流用問題
- VII 結語・雇用創出期の特定?

I 序

「雇用機会の創出あるいは労働振興を意味する *Arbeitsbeschaffung* という言葉が公式の政治用語として使われるようになるのは、一九〇四年のプロイセン商業大臣の回状以来のことだと言われている。⁽¹⁾」そして、拙稿で取

り上げる雇用創出政策の前史は、一九一九年一〇月二七日の「失業扶助令改定」に定められた生産的失業扶助 (*Produktive Erwerbslosenfürsorge*)⁽²⁾、一九二七年七月一六日の「職業紹介・失業保険法」に定められた価値創造的失業扶助 (*Wertschaffende Arbeitslosenfürsorge*)⁽²⁾ から始まる。ただし、両者ともに、その内容は、人的労働力を機械力に優先させる緊急事業 (*Notstandsarbeit*) と呼ばれる公共土木工事で、これらの工事に従事した失業労働者の受け取る賃金は、失業扶助額を越えない程度に押えられていた。⁽³⁾ 従って、生産的失業扶助、価値創造的失業扶助は、単なる失業者救済に止らず、そこに何らかの付加価値を生み出そうという姿勢は認められるものの、結果的には、社会政策的な措置であったと

言えよう。経済的效果が期待されつつ、中央銀行信用創造によって支持された雇用創出計画は、ワイマール共和国末期、経済恐慌を背景に、パーペン内閣に到って成立する。

大量失業による社会不安を利用しながら、その解消を公約して政権を握ったナチスは、当然のことながら、失業問題に意欲的に取り組まなければならなかった。パーペン、シュライヒャー両内閣から継承したプログラムを含めて、ヒトラー政権はその主要な雇用創出計画の全てを、一九三三年中に策定した。大蔵省の一文書によれば、ライヒ政府の実施した雇用創出政策は、労働力需要増加策と労働力供給削減策に分類され、さらに前者が直接的措置（公共事業や公共発注）と間接的措置（企業活動振興のための諸減税や国庫助成）とに分けられてい⁽⁵⁾る。労働力供給削減策とは、不況による労働市場の過密緩和を意図したもので、労働奉仕や結婚奨励がこれに属する。後藤俊明氏のいう経済外雇用創出、グレブラー（Grebler, L.）のいわゆる工業生産外労働力吸収、ナチス・ドイツの統計集に出てくる追加雇用（Zusätzliche Beschäftigung）がこれに該当しよう。

以上の類型に従って、ナチス政権によってすすめられ

た雇用創出のための諸計画の内容を検討し、その性格を考察することが、拙稿の目的である。勿論、これらの分類は絶対的基準を有するものではなく、例えば、結婚奨励は女子労働力の家庭内移動という点では、労働市場緩和のための一策であるが、増加する新婚家庭の商品購入（消費促進）が、それらの商品の製造業を刺激するという効果も期待できる。このように両属的な性質をもつプログラムもあるが、ここでは、ナチスの雇用創出諸計画を一応前述の三類型（①直接的労働力需要増加策、②間接的労働力需要増加策、③労働力供給削減策Ⅱ労働市場緩和策）に分けて整理してゆく。

ところで、平時ナチス経済に関しては、ヒトラー政権は失業問題に一定の成果を納めた後、安んじて本格的再軍備に入ったとする説とナチスは政権掌握当初から一貫して再軍備を優先させていたとする説がある。前者の立場が二段階説、後者の立場が一段階説といわれるものである。古くはザウアー（Sauer, W.）、W・フィッシャー（Fischer, W.）、クライン（Klein, B. H.）、クロール（Kroll, G.）らの名前とともに語られるこの論争も、最近では、リース（Ries, B.）、シュテルツナー（Stelzner, J.）、ヴォルフゾーン（Wolffsohn, M.）、バルカイ（Barkai,

A.) にみられるように、一面的な再軍備優位説を批判して、一九三三年、ないし一九三三、三四年を雇用創出期と位置づける立場が有力のようである。また、基本的には一段階説の立場をとりながらもナチスの雇用創出政策に独自の意義を見出すペッツィナ (Petzina, D.) のような立場もある⁽⁶⁾。

拙稿では、雇用創出政策と再軍備政策を並行して吟味することは出来ないが、ナチス雇用創出政策の性格を考えるという主旨から、前述の論争についても、多少の提言を行なうつもりである。

略語

Bundesarchiv	BA
Bundesarchiv Militärarchiv	BAMA
Economic Journal	EJ
Economic History Review	EHR
International Labour Review	ILR
International Military Tribunal	IMT
Militärgeschichtliche Mitteilungen	MGM
Reichsarbeitsblatt	RABI
Reichsgesetzblatt	RGBl
Statistisches Jahrbuch für das	

ナチス・ドイツの雇用創出政策 (H)

deutsche Reich Stat. Jb. f. d. dt. R.

Statistisches Handbuch von Deutschland

Stat. Hb. v. D.

Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte

VfZ

Vierteljahrshefte zur Konjunkturforschung

V. z. Konj.

註

- (1) 大島通義「雇用創出政策の成立」『三田学会雑誌』六七卷二・三号(一九七四年)、一五頁。
- (2) „Die Arbeitsbeschaffungsmaßnahmen der Reichsregierung 1932 bis 1935“, in: BA, Koblenz, R 2/13716.
- (3) Wolffsohn, M., *Industrie und Handwerk im Konflikt mit Staatlicher Wirtschaftspolitik?*, West-Berlin 1977, S. 50 f.
「価値創造的失業扶助の目的は、経済に対する一般的梃子入や活性化ではなく、長期失業者に働く機会を与えることです。」(プロイセン首相からライヒ首相宛一九三一年六月一八日付書簡。Wolffsohn, a. a. O., S. 52.)
- (4) これに先立って、ブリュネニクが雇用創出問題に政策関心を示さなかったわけではなく、事実、彼の政権未

期には一億三五〇〇万マルクの雇用創出のための公共事業が計画されていた (Wolffsohn, a. a. O., S. 71.)。しかし、少なくともブリュネニクは、「雇用創出金融のための信用拡張という企図を彼の失脚に到るまで拒否した。」(Kroll, G., *Von der Weltwirtschaftskrise zur Staatskonjunktur*, West-Berlin 1958, S. 366 f.)

(5) „Die Arbeitsbeschaffungsmaßnahmen“, in: BA, Koblenz, R 2/13716.

(6) 後藤俊明「ナチ・レジーム初期の雇用創出政策(上)」『経済論叢』一三〇巻五・六号(一九八二年)、五五頁。

(7) Grebler, L., „Work Creation Policy in Germany 1932-1935 II“, in: *ILR Vol. 35, No. 4* (1937), p. 514.

(8) V. z. *Konj. Jg.* 9 (1934), Teil A, S. 35.

(9) この論争について些か注意すべきは、二段階説はインリネーションが存在すること、再軍備の優位性をどうにか求めるかという二点である。

全ての二段階論者が、再軍備期に對置するに雇用創出期を以ってしているわけではなく、また、どの段階を区切るかにしても必ずしも一致していない。クライン・オハリー (Overy, R. J.) は、再軍備がドイツ経済に規定的影響を与える前後という意味での二段階説であり、必ずしも前再軍備期を雇用創出期として特定しているのではない。彼らは、大旨一九三六年を画期としている。

再軍備の優位性については、一段階論者はヒトラーや国防軍の意図を、二段階論者は軍事費の絶対額や国民経済に占める割合を重視することが多いようである。これに対し、大島通義氏は、最近の研究において、ナチス・ドイツの軍事支出、わけでも手形金融による軍事支出を、ライヒ大蔵省、国防省の決算資料に基づき再吟味し、財政的見地から一段階説を補強した。一段階説の新傾向として注目すべきであろう。

次に、ここに言及した研究者のこのテーマに関する代表的論考を列挙しておく。

〈二段階説〉 Kroll, G., *Von der Weltwirtschaftskrise zur Staatskonjunktur*, West-Berlin 1958.; Klein, B. H., *Germany's Economic Preparation for War*, Cambridge/Mass., 1959.; Ries, B., *Die Finanzpolitik im deutschen Reich von 1933-1935*, Freiburg 1964.; Stelzner, J., *Arbeitsbeschaffung und Wiederaufbauung 1933-1936*, Tübingen 1976.; Barkai, A., *Das Wirtschaftssystem des Nationalsozialismus*, Köln 1977.; Wolffsohn, M., *Industrie und Handwerk im Konflikt mit Staatlicher Wirtschaftspolitik?*, West-Berlin 1977.; Ders., „Arbeitsbeschaffung und Rüstung im nationalsozialistischen Deutschland 1933“, in: *MGM 1977-2*. 加藤栄一「ナチス財政」『ファシズム期の国家と社会』・ナチス経済とヒューティール』東

大出版会、一九七九年。後藤俊明「ナチ雇用創出政策と再軍備問題」『経済論叢』一三〇巻三・四号（一九八二年）。Overy, R. J., *The Nazi Economic Recovery 1932-1938*, London, 1982.

〈一段階説〉 Sauer, W., u. a., *Die Nationalsozialistische Machtergreifung*, Köln/Opladen 1960.; Fischer, W., *Deutsche Wirtschaftspolitik 1918-1945*, Opladen 1968 (加藤栄一訳『ヴァイマルからナチズムへ』みすず書房、一九八二年) Petzina, D., „Hauptprobleme der deutschen Wirtschaftspolitik 1932-1933“, in: *VfZ Jg. 15, H. 1* (1967). 大島通義「第三帝国における軍事費の手形金融」『三田学会雑誌』七九巻一号（一九八六年）。

なお、一段階説、二段階説の名称は後藤前掲論文（七七—八〇頁）に従った。

II 支出実績と資金調達方法

ナチス・ドイツの雇用創出計画は、共和国末期の二つの内閣のそれを継承することから始まった。

パーペン内閣の雇用創出政策は、租税証券 (Steuer-gutschein) とパーペン計画といわれる公共事業計画から

ナチス・ドイツの雇用創出政策 (II)

成る。即ち、一九三二年一〇月一日から翌年の九月三〇日までの間に、取引税、営業税、不動産税、運送税を納めたものに対して、その納税額の四〇パーセント（運送税の場合一〇〇パーセント）に相当する租税証券が交付され、その額面の二〇パーセントを一九三四年四月一日から五年間に納める税金に充てることができた。一種の企業減税である。この租税証券は約一五億マルク発行される予定だった。また、一九三二年一〇月一日以後、新規に労働者を通年雇用した企業には、新規被用者一人につき年四〇〇マルク、総額七億マルクの別種の租税証券が雇用奨励金として与えられることになった。そして、前者の租税証券は事実上、有価証券の扱いを受け、動産担保貸付の対象となったため、企業がこれを担保として投資資金を獲得することが期待されたのである。⁽¹⁾ 一方、パーペン計画とは前ブリュニンク内閣末期に成立した雇用創出計画一億三五〇〇万マルクに一億六七〇〇万マルク（七月の段階では二億七〇〇万マルク）を加えて、一九三二年九月に策定された公共事業（土木建築、土地改良事業など）による直接的雇用創出措置である。⁽²⁾ 資金規模からみて、パーペン政府の雇用創出政策は、租税証券発行による企業活動の振興、追加需要の喚起という間

接的労働力需要増加策に重点を置いていたことが明らかであり、その意味で、パーペンの恐慌対策はなお古典的自由主義の範疇に留まるものであったと言えよう。⁽³⁾

ところで、パーペン計画の公共事業の発注に際しては、ライヒ、地方自治体、公営企業がその費用を財政資金から支出することが困難だったため、受注企業はライヒスバンク再割適格の特殊手形(雇用創出手形)によって支払いを受けることになった。そして、この手形の引受けのためには、いくつかの特殊金融機関⁽⁴⁾が利用されたので、ライヒは会計上は雇用創出事業から生じる債務を免れることができた。周知の立替金融(Vorfinanzierung)である。これは、要するにライヒ支出を擬制的商業手形によって金融するもので、経済恐慌のため税収が滞り、しかも、資本市場の不振から公債の発行も難しいという状況下に、インフレ圧力を回避しつつ、赤字スペンディングを可能にする金融政策上の技巧である。やがて景気が回復し経常収入も増えた段階で、ライヒによって最終金融(Dauerfinanzierung)が行なわれて、文字通り立替金融としての機能が果されるはずであった。⁽⁵⁾ この国家財政の手形金融という方式は、シュライヒャー内閣とヒトラー政府の雇用創出計画に受け継がれ、さらに、シ

ヤハトによって再軍備の資金調達のために量的にヨリ拡大きされて応用されることになる(メフオー手形)。

パーペンの後を襲って首相となったシュライヒャーは、一九三二年一月一日、かねてからライヒによる大規模な直接的雇用創出計画を建築していたゲーレケ(Gereke, G. ドイツ地方自治体協議会議長)を、雇用創出ライヒ特命委員に任命した。一月一九、二一日の雇用創出委員会(雇用創出問題のためのインナーキャビネット)で、シュライヒャー、ゲーレケ、クロジク(Krosigk, S. v. 蔵相)、ヴァルムボルト(Warnbold, H. 経済相)、シュルツ(Styrum, F. 労相)は、雇用創出のための公共事業、「緊急計画」(Sofortprogramm) 五億マルクの支出を決定し、その金融についても、ライヒスバンク総裁ルター(Luther, H.)の同意を得た。⁽⁶⁾ 年が明けて一月二四日の雇用創出委員会では、緊急計画のうち一億マルクはライヒの行なう雇用創出措置のために使用することが決められた。⁽⁷⁾ この緊急計画資金中のライヒヒ分配分が、後にヒトラー政府によって秘密再軍備に流用されるのである。シュライヒャー自身は、緊急計画の中に国防目的を含ませることに乗り気ではなかったらしく、そのためには他に財源を見出すべく、他日、ライヒスバンク総裁

表(1) 雇用創出支出 (100万マルク)

事業計画	資金計画		支出(各年末まで)		
	立替金融	財政資金	計	1933	1934
1. ライヒ					
パーペン計画	288.0			236.1	282.5
緊急計画	600.0			350.3	559.5
第一次ラインハルト計画	1000.0			65.4	694.5
郊外小規模植民		83.0		67.2	78.6
住宅修改築補助		102.0		102.0	102.0
個人住宅建築貸付金		20.0		3.7	17.0
生活必需品購入証*		70.0		30.0	70.0
第二次ラインハルト計画		860.0			460.0
小計	1888.0	1135.0	3023.0	854.7	2264.1
2. 公営企業					
国鉄	860.0	131.0	991.0	526.9	991.0
国郵	77.0	34.0	111.0	65.0	111.0
アオトバーン公社	300.0	50.0	350.0	3.1	166.0
失業保険庁**		575.0	575.0	141.7	431.8
小計	1237.0	790.0	2027.0	736.7	1699.8
合計	3125.0	1925.0	5050.0	1591.4	3963.9

* Bedarfsdeckungsschein

** Reichsanstalt für Arbeitsvermittlung und Arbeitslosenversicherung
Schiller, K., *Arbeitsbeschaffung und Finanzordnung in Deutschland*,
Berlin 1936, S. 155.

と話合いの機会をもつとした⁽⁸⁾。しかし、彼は実際には何事も為せぬままに罷免され、国家による直接的雇用創出に向けての道を歩み出したシュライヒャー内閣は、その実現をナチス政府に譲って一九三三年一月三〇日、総辞職した。

二月一日、ライヒ首相の印綬を帯びたヒトラーは、ラジオ演説で農民の救済と失業問題の解消を国民に公約し、二日後の閣議で、ヒトラーを議長とし、ライヒ特命委員、蔵相、経済相(農相兼務)、労相を構成員とする新しい雇用創出委員会を発足させた(このうち、ゲールケ、クロジクはシュライヒャー内閣から留任)。ここで指目しておくべきは、特別の問題に関しては必要に応じて、委員会に国防相と航空委員を呼んで協議するとされたことである⁽¹⁰⁾。

さて、ナチス政府は四月七日、公共事業受注で利潤を得た企業が、重ねて雇用奨励金を受け取るのは *unnormaleisch* であるとして、雇用プレミアムを廃止した⁽¹¹⁾。他は、共和国時代の雇用創出計画を受け継ぎ、さらに四月一日に自動車税法改定、六月一日に第一次失業減少法(第一次ラインハルト計画)、六月二十七日にアオトバーン公社設立法、七月一日に租税軽減法、九月二一日に第二

次失業減少法(第二次ラインハルト計画)と、独自の雇用創出計画を次々と策定し、冬期に向けては、緊急事業の強化を図った。ナチス雇用創出計画の総体を金額で示したのが、表1である。資金計画はライヒ事業で三〇億二二〇〇万マルク、公営企業全体で二〇億二七〇〇万マルク、総額五〇億五〇〇〇万マルクになる。このうち、一九三四年までにライヒ、公営企業あわせて三九億六三九〇万マルクが実際に支出されたが、これは資金計画の七八・五パーセントに当たる。表2によれば、計画総額五〇億九二〇〇万マルク、計画に対する実績の割合は一九三四年までに七八・六パーセント、三五年までに九四・四パーセントに達する。ナチス政府は一九三五年までに雇用創出計画資金のほぼ全額を支出したことになる。とりわけ、一九三三、三四両年に、雇用創出費が集中的に投下されたのである。両年の国民所得は九九三億マルクであるから(表26)、雇用創出支出はその四パーセントに相当する。また、粗総投資(表26)に占める雇用創出費の割合は一九三三年 \parallel 三一・二パーセント、一九三四年 \parallel 二八・六パーセントである。なお、国家支出に占める雇用創出費の割合は、会計年と暦年との換算が私には困難であり、⁽¹²⁾あるいは、国家支出の範囲が研究者によって必

ずしも一定ではないので、⁽¹³⁾ここでは試算を避ける。

このような直接的な支出の他に、各種減免税が一九三三、三四年に七億九〇〇〇万マルク、パーペン政府から継承した租税証券の発行も一九三三、三四年に一二億七九〇万マルクにのぼった(表4、表5)。一方、資金調達方法に関しては、表3からわかるように、ライヒ、公営企業(失業保険庁は除く)ともに立替金融の果した役割が高く、一九三三年には一一億五〇八〇万マルク、一九三四年には一四億七六七〇万マルクが雇用創出手形によって金融された。つまり、一九三三年では全雇用創出費の七二・三パーセントが立替金融で支出されたことになる。この割合は翌年にはやや低下するが、それでも、なお六二・二パーセントが立替金融で支出されていた。ライヒは雇用創出手形の発行に際して、ライヒスバンクに中期の有価証券を供託した。保証租税証券(Deckungssteurgutschein) \parallel 六億マルク、雇用国庫証券(Arbeitschatzanzweisung) \parallel 九・六億マルクがそれである。さらに、雇用創出手形保証のために割引国庫証券(Unverzinsliche Schatzanzweisung) \parallel 一四・三億マルクが、一九三五年中頃までに発行された。⁽¹⁴⁾これらの中短期証券発行高合計二九億九〇〇〇万マルクが、一九三三年

表(2) 雇用創出支出 (100万マルク)

	資金計画	支出(各年末まで)		
		1933	1934	1935
ラ イ ヒ	2993	852	2268	2710
公 営 企 業	2099	703	1736	2098
計	5092	1555	4004	4808
達成率(%)		30.5	78.6	94.4

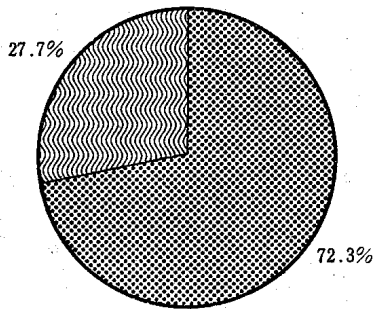
Grebler, L., "Work Creation Policy in Germany 1932-1935 I", in: *ILR* Vol. 35, No. 3 (1937), p. 337.

表(3) 雇用創出費の調達 (100万マルク)

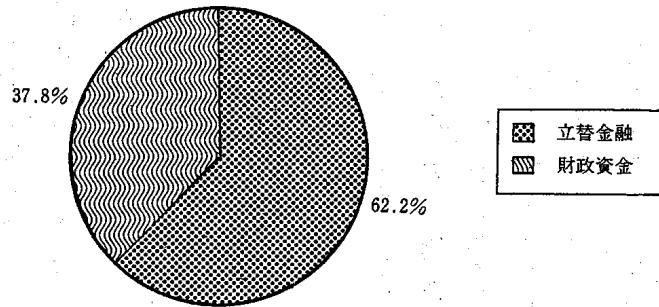
	1933		1934 (各年末まで)	
	立替金融	財政資金	立替金融	財政資金
ラ イ ヒ	651.8	202.9	1536.5	727.6
国 鉄	468.0	58.9	860.0	131.0
郵 便	31.0	34.0	77.0	34.0
アオトバーン公社		3.1	154.0	12.0
失業保険庁		141.7		431.8
計	1150.8	440.6	2627.5	1336.4=3963.9

Schiller, a. a. O., S. 157.

〔雇用創出費の調達〕 1933年



〔雇用創出費の調達〕 1934年



表(4) 租税証券発行高 (100万マルク)

(各月末高)

月/年1932	1933	1934	1935	月/年1932	1933	1934	1935
1	325.7	1276.5	1472.4	7	817.8	1448.8	1476.4
2	391.1	1326.3	1473.4	8	911.6	1455.2	
3	471.9	1362.5	1474.7	9	987.8	1460.2	
4	549.7	1395.1	1475.3	10	2.9 1072.7	1464.4	
5	644.4	1417.8	1475.8	11	42.8 1142.1	1467.9	
6	726.6	1432.3	1476.0	12	263.2 1215.2	1471.1	

Marcon, H., *Arbeitsbeschaffungspolitik der Regierungen Papen und Schleicher*, Frankfurt/M. 1974, S. 434.

表(5) 減 税 (1933-1934年; 100万マルク)

新規購入自動車税免除	100
女子家事手伝い雇用に関する減税	40
農産物売上税減税	100
農業不動産税減税	100
不動産税Bの減税	50
失業保険分担金引下げ	300
卸売売上税減税	100
	790

Albers, W., „Finanzpolitik in der Depression und in der Vollbeschäftigung“, in: Deutsche Bundesbank (hrsg.), *Währung und Wirtschaft in Deutschland 1876-1975*, Frankfurt/M. 1976, S.357.

表(6) 雇用創出手形の償還 (100万マルク会計年)

	1933	1934	1935	1936	1937	1938	計
パーベン計画	償還額 (付帯費用込)	62.630	187.885	51.025	3.762	1.373	306.675
緊急計画	償還額 付帯費用	21.063	52.985 29.482	137.701 28.589	136.600 15.524	136.566 7.692	600.000 103.350
第一次ラインハルト計画	償還額 付帯費用	7.695	28.229 38.082	242.942 32.652	243.000 26.853	243.135 14.573	242.694 3.000
計		91.388	336.663	492.909	425.739	403.339	382.842
							2132.880

„Die Arbeitsbeschaffungsmaßnahmen der Reichsregierung 1932 bis 1935“, in: BA, Koblenz, R2/13716

から三五年中頃までに、直接的雇用創出事業から生じたライヒ債務と推計される。

大雑把にみると、一九三三—一九三五年にライヒが投じた雇用創出費は約五〇億マルク、そのうち三〇億マルクが特殊手形によって調達された。手形の期限は、パーベン計画で一五ヶ月、緊急計画と第一次ラインハルト計画が、一九三八年四月一日までとなっていた。⁽¹⁵⁾ このライヒによる直接的雇用創出のための三大プロジェクトは、全額が立替金融によって支出され、⁽¹⁶⁾ 一九三八会計年度までに償還を完了した(表6)。ただし、その償還の財源が明らかにならなければ、ライヒによる最終金融までの立替という本来の機能が果たされたかどうかは定かでない。

註

(1) „Die Arbeitsbeschaffungsmaßnahmen“ in: BA, Koblenz, R2/13716.; Kroll, a. a. O., S.410.; Marcon, H., *Arbeitsbeschaffungspolitik der Regierungen Papen und Schleicher*, Frankfurt/M. 1974, S.183-191.; Albers, W., „Finanzpolitik in der Depression und in der Vollbeschäftigung“, in: Deutsche Bundesbank (hrsg.), *Währung und Wirtschaft in Deutsch-*

land 1876-1975, Frankfurt/M. 1976, S. 353. (田銀金)

歴史研究会訳『ケイトンの通貨と経済』東洋経済新報社

一九八四年、四三三—四三四頁) Hentschel, V., „Zur

Wirtschaftspolitik der Regierungen Brüning und

Papen“, in: Müller, C. und Staff, U. (Hrsg.), *Der*

Soziale Rechtsstaat, Baden-Baden 1984, S. 338. 大島

「雇用創出政策の成立」二九頁。

(2) „Die Arbeitsbeschaffungsmaßnahmen“, in: BA,

Koblenz, R 2/13716.; Petzina, „Hauptprobleme“, S.

24.; Marcon, a. a. O., S. 160, 173.

(3) Petzina, „Hauptprobleme“, S. 22.

(4) 公共事業会社 (Deutsche Gesellschaft für öffentliche

Arbeiten AG) 土地建物銀行 (Deutsche Bau- und Bod-

enbank AG) ノンテン銀行・クレジットアンシタル

2 (Deutsche Rentenbank-Kreditanstalt) 植民銀行

(Deutsche Siedlungsbank) など。

(5) 大島「第三帝国における軍事費の手形金融」六一—

六二頁。加藤「ナチス財政」六三—六四頁。Schiller,

K., *Arbeitsbeschaffung und Finanzordnung in*

Deutschland, Berlin 1936, S. 60.

(6) Vermerk über eine Sitzung des Ausschusses der

Reichsregierung für Arbeitsbeschaffung am 19. 12.,

21. 12. 1932, in: BA, Koblenz, R 43 II/540.

(7) Vermerk über eine Sitzung des Ausschusses der

ナチス・ケイトンの雇用創出政策 (5)

Reichsregierung für Arbeitsbeschaffung am 24. 1. 193

3, in: BA, Koblenz, R 43 II/540.

(8) Ebenda

(9) Kroll, a. a. O., S. 457.; Petzina, *Die deutsche*

Wirtschaft in der Zwischenkriegszeit, Wiesbaden

1977, S. 110.

(10) Niederschrift über die Ministerbesprechung am 3.

2. 1933, in: BA, Koblenz, R 43 I/1459.

(11) Stelzner, a. a. O., S. 62.

(12) 雇用創出支出は立替金融機関の帳簿が史料となりつ

るため暦年を示されるのに対して、国家支出は、言わ

れもなく会計年で示される。

(13) 例えば、地方自治体への交付金や公営企業体財政の扱

いをどうするかによって、ライヒ総支出は変わって

くる。

(14) Erbe, R., *Die nationalsozialistische Wirtschafts-*

politik 1933-1939 im Lichte der modernen Theorie,

Zürich 1958, S. 43.

(15) 大島「第三帝国における軍事費の手形金融」六一頁。

„Die Arbeitsbeschaffungsmaßnahmen“, in: BA, Kob-

lenz, R 2/13716.

(16) 三大プロシエントの立替金融機関別内訳は、以下の通

りである。公共事業会社一一億七〇二五万マルク、

ンテン銀行・クレジットアンシタルト(主として土地改良

三三 (三三三)

事業) 三億五六〇〇万マルク、土地建物銀行 二億二七五万マルク、植民銀行 五三〇〇万マルク (Stelzner, a. a. O., S. 160 f.)。

Ⅲ 労働力需要増加策

目的別雇用創出支出 (表 7、8) によると、公共土木事業、住宅建築、交通関係事業がナチス雇用創出事業の中心を為し、一九三三年の認可額の八一・六パーセント、一九三四年の認可額の七五・九パーセント、一九三二年一九三六年の実績でも七〇・二パーセントに達する (表 8) では、郊外小規模植民を住宅建築に含めている。表 7 もそのように分類すると、この数字は七三・七パーセントとなる。ナチス雇用創出計画では、労働集約性の高い事業が大きな比重を占めていたことがわかる。このことは、典型的なライヒによる直接的雇用創出事業であるパーペン、緊急、第一次ラインハルト計画の内容 (表 9、10、11) をみれば、ヨリ明らかとなる。さらに、「第一次失業減少法に基づく雇用創出措置の実施に関する命令」(一九三三年六月二八日) によって、第一次ラインハルト計画の雇用創出事業は人力を機械力に優先させることとされた。⁽¹⁾

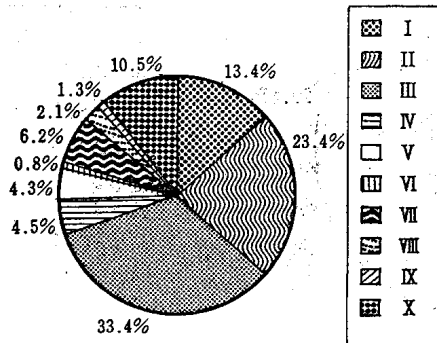
「タバコ産業における機械使用の制限に関する法」(一九三三年七月一日) も、同様の機械力制限を定めている。⁽²⁾ このため事業資金中の賃金費用の割合は上昇し、パーペン計画 四三・八パーセント、緊急計画 三八・〇パーセント⁽³⁾、アオトバーン建設 四六パーセント⁽⁴⁾、第一次ラインハルト計画では七〇パーセントであった。⁽⁵⁾ ライヒの行なう直接的雇用創出事業においては、経済合理性、能率よりも、なるべく多くの失業者に仕事を与えることに多くの配慮が為されたのであり、また、そのことがシャハトの痛烈な批判⁽⁶⁾ を呼んだのであるが、ともかく、「ライヒ労働官報」(Reichsarbeitsblatt) には、一九三五年までにパーペン、緊急、第一次ラインハルトの三計画によって五〇万人以上の雇用がつけられたと報告されている。⁽⁷⁾ なお、第一次失業減少法は①雇用創出、②投資免税、③国民労働振興寄金、④女子労働力の家庭への移動、⑤結婚奨励の五部から成り、⁽⁸⁾ 通常、第一次ラインハルト計画といえは①を意味する。先述の分類に従えば、①、③が直接的労働力需要増加策、②が間接的労働力需要増加策、④、⑤が労働力供給削減策に相当するであろう。

公共事業による雇用創出は、公営企業によっても推進

表(7) 目的別雇用創出支出 (1932-1936年)

		(100万マルク)
I 土木建築		
運道橋	河路梁	133.5
地方自治体の社会扶助事業	その他	265.85
その他		38.3
		171.9
		117.65
小計		727.2
II 住宅建築など		
修旧市街	整理宅	1203.5
個人住		14.4
		46.3
小計		1264.2
III 交通関係各社		
交通関係各社	交通関係各社	95.9
アオトバーン	アオトバーン	350.0
船舶	船舶	1232.0
船舶	船舶	20.0
船舶	船舶	110.6
小計		1808.5
IV 入植		
農業植民	農業植民	53.0
郊外小規模植民	郊外小規模植民	191.3
小計		244.3
V その他のライヒの諸措置		
その他の諸措置		231.9
VI その他の諸措置		
その他の諸措置		45.1
VII 農業土地改良		
農業土地改良		334.7
VIII 国民労働振興寄金		
国民労働振興寄金		114.4
IX 生活必需品購入証		
生活必需品購入証		70.0
X 失業保険庁		
失業保険庁		568.5
		5408.8

Wolffsohn, M., *Industrie und Handwerk im Konflikt mit Staatlicher Wirtschaftspolitik*, West-Berlin 1977, S. 451f.



された。国鉄は一九三二—一九三四年にかけて、一〇億六七〇〇万マルクの雇用創出計画を立てたが(表12)、この計画中の公共発注は主に鉄鋼業に利潤を与え、一九三四年には国鉄の発注は工業、手工業において二五万人に一年分の雇用をつくり出したといわれる。また、この計画によって国鉄職員は四万人増員され、さらに、国鉄は一

九三三/三四年の冬期に三〇〇〇万マルクの資金をかけて六二〇〇〇人の短時間労働者(Zeitarbeiter)を雇用することによって、冬期失業者の増加抑制に貢献したのである。⁽¹⁰⁾ ライヒ郵便は一九三二年—三四〇〇万マルク(財政資金)、一九三三年—七六六〇万マルク(立替金融)の雇用創出計画(表13)を立てた。⁽¹¹⁾ その公共発注は職種からみて、自動車産業、電気産業に利潤を与えたと思われるが、国鉄や次にみるアオトバーン程の雇用創出力は得

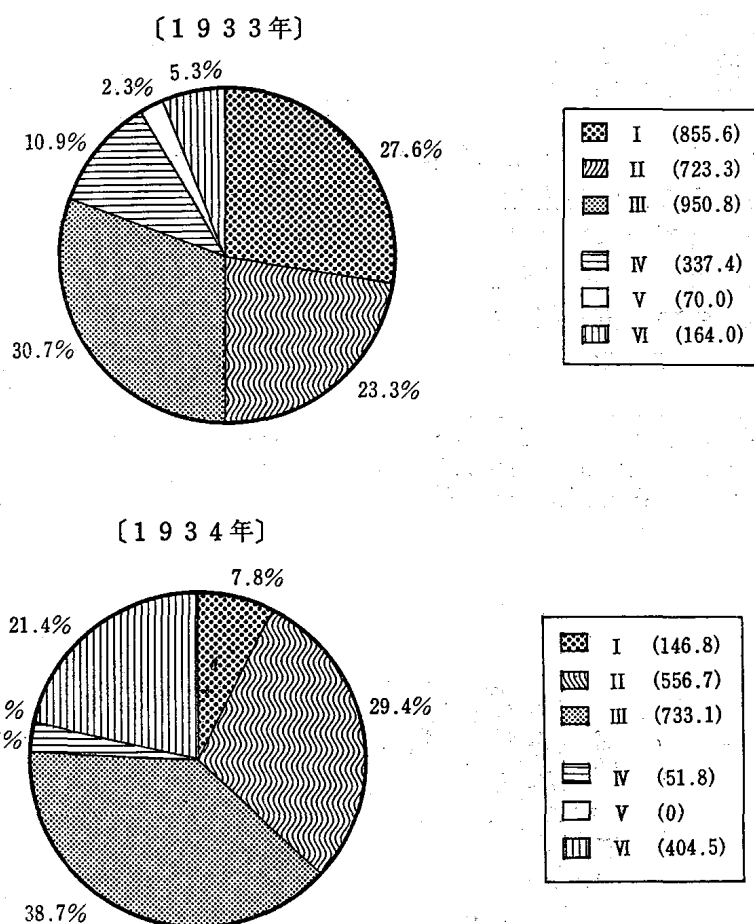
表(8) 目的別雇用創出事業認可額 (100万マルク)

- I 公共土木事業 (運河, 道路, 橋梁などの建設・補修)
- II 住宅建築 (住宅修改善, 郊外小規模植民, 個人住宅建築など)
- III 交通関係 (国鉄, アオトバーン建設など)
- IV 農業, 水産業 (土地改良, 河川調整, 農業植民)
- V 消費促進 (生活必需品購入証)
- VI 失業保険庁

Schiller, a. a. O., S. 158f.

一九三三年五月二十九日、雇用創出問題に関して、産業界、金融界要人と会談したヒトラーは、減税による民間住宅所有の促進と五〇〇〇キロメートル、九億マルクの自動車道路網の建設を提案し、政府発注の増加を期待するドイツ財界の支持を得た。⁽¹²⁾ 六月二七日には「アオトバ

ーン公社設立法」が公布され、⁽¹³⁾ 一二月から着工、一九三五年五月一九日にフランクフルト・ドルムシュタット間に三〇キロメートルの最初のアオトバーンが完成した。⁽¹⁴⁾ 建設費用はアオトバーン公社を中心に、一九三五年六月までの一年半に約四億マルク (ただし、投資者はアオトバーン公社だけではない)、被用者は一時は約一二万人



表(9) パーペン計画の内訳 (信用認可額)
(100万マルク)

①	運河建設	46.90
②	道路建設	95.46
③	各種土木工事	23.36
④	"	24.76
⑤	郊外小規模植民	19.80
⑥	農業土地改良	49.94
⑦	農業植民	10
⑧	解体作業	12
⑨	ニソンラガー建造	4
⑩	トロール漁船新造と改造	0.85
⑪	付帯費用	18.69
		305.76
	(付帯費用抜き)	287.07)

„Die Arbeitsbeschaffungsmaßnahmen der Reichsregierung 1932 bis 1935“, in: BA, Koblenz, R 2/13716.

表(10) 緊急計画の内訳 (信用認可額)
(100万マルク)

①	ライヒの諸措置	
a	ライヒの運河行政	5.8
b	その他のライヒの諸措置	190.0
②	道路建設 (ただし橋梁なし)	104.2
③	橋梁建設	17.4
④	地方自治体の社会扶助事業	56.4
⑤	公共建築物, 橋梁, その他の地上建築物の補修工事	0.3
⑥	交通事業	15.6
⑦	その他の土木工事 (ダム, 河川調整, 港湾建設)	10.7
⑧	郊外小規模植民	19.7
⑨	農業土地改良	178.2
		598.3

„Die Arbeitsbeschaffungsmaßnahmen der Reichsregierung 1932 bis 1935“, in: BA, Koblenz, R 2/13716.

を記録した(表32)。完成道路は一九三六年までに一〇〇〇キロメートル以上、第二次大戦開始時には三〇七七キロメートルであった。¹⁵⁾一方、住宅建築の促進は、九月二二日公布の「第二次失業減少法」によって具体化される。

表2からわかるように、公営企業は一九三五年までに(失業保険庁の失対事業的雇用創出支出を含めて)、約二一億マルクを支出しており、これはこの年までのライヒ

の雇用創出支出二七億マルクと比較しても見劣りのしない金額である。

企業活動の振興による間接的労働力需要増加策としては、自動車税免税、投資減免税、住宅建築助成などがある。まず、「自動車税法改定」によって、一九三三年三月三十一日以降購入された自動車、オートバイに関して免税措置がとられ、¹⁶⁾「第一次失業減少法」では、一九三三年六月三〇日から一九三五年一月一日の間に行なわれ

表(11) 第一次ラインハルト計画の内訳 (信用認可額)
(100万マルク)

I ドイツ公共事業会社		II ドイツ土地建物銀行	
①ライヒの諸措置		①家屋補修	67.0
a ライヒの運河行政	77.7	②困窮住宅、仮住宅、難民住宅	14.6
b その他のライヒの諸措置	41.9	③郊外小規模植民	70.8
	= 119.6	④個人住宅	19.8
②道路建設 (ただし橋梁なし)	59.6	⑤ザクセンにおける農場補修	0.5
③橋梁建設	20.9	⑥旧市街整理	5.0
④地方自治体の社会扶助事業	115.5		
⑤公共建築物、橋梁、その他の 地上建築物の補修工事	169.1	III ドイツ・レンテン銀行・クレジッ トアンシュタルト	
⑥交通事業	80.3	①農業土地改良	105.50
⑦その他の土木工事 (ダム、河川調整、 港湾建設)	55.0	②停車場建設	2.87
⑧その他の諸措置	42.3		
	662.3		108.3
IV ドイツ植民銀行	43.0		
V ライヒ・クレジット会社 ニシン・ラガーの建造	3.0		
		I - V 合計	994.3

„Die Arbeitsbeschaffungsmaßnahmen der Reichsregierung 1932 bis 1935“
in : BA, Koblenz, R2/13716.

る機械設備更新投資に対して所得税、法人税、営業税が免除され、さらに、「租税軽減法」では、一九三三年六月三〇日から一九三五年一月一日の間に行なわれる工場建物の改修費用の一〇パーセントが所得税と法人税から控除された。⁽¹⁸⁾

住宅建築助成は、「第二次失業減少法」によって推進された。同法は①建物の修改築、②農業不動産税減税、③農業売上税減税、④新築小規模住宅と新築個人住宅に対する免税、⑤新築住宅に対する不動産税減税(表5の不動産税B)の五部から成り、⁽¹⁹⁾狭義に第二次ラインハルト計画といえ、住宅建築促進のための国庫助成を指す。同法に基づき、住宅の補修 (Instandsetzung) に対して二〇パーセント、⁽²⁰⁾改築 (Umbau) に対しては五〇パーセントの資金援助がライヒによって行なわれ、残金は自己負担となったが、その借入れの利子はライヒが肩代わりした。建築資金補助五億マルク、利子補償三億六〇〇〇万マルクが、全額財政資金によって支出されることになった。⁽²¹⁾この効果は著しく、一九三四年の住宅建築数は一九二八、一九二九年水準に戻り、自己資金率も五〇パーセン

表(12) 国鉄の雇用創出計画 (100万マルク)

①	路面と建設設備の保持	121
②	建設設備の更新	74
③	路面の更新	271
④	車両の更新	161
⑤	車両改良のための特別計画	17
⑥	車両の保持	67
⑦	機械設備の保持	9
⑧	機械設備の更新	8
⑨	新規建設の見積り	270
⑩	器具, 勤務服, 石炭在庫増	19
⑪	アオトバーンへの関与	50
		1067

„Die Arbeitsbeschaffungsmaßnahmen der Reichsregierung 1932 bis 1935“, in: BA, Koblenz, R 2/13716.

表(13) ライヒ郵便の雇用創出計画 (100万マルク)

1932年		1933年		
①	電話施設	27	① 郵便自動車	5.5
②	郵便自動車	7	② 電信施設	54.9
34		③ 土木工事	13.5	
		④ 諸装置, 器具	2.7	
		76.6		

„Die Arbeitsbeschaffungsmaßnahmen der Reichsregierung 1932 bis 1935“, in: BA, Koblenz, R 2/13716.

表(14)
家屋建築とその金融

	家屋建築	そのうち改築	金融(100万マルク)		自己資金	計
			各種金融機関からの借入	公共支出からの助成		
1927	306834	22390(7%)	1080(39.3%)	1624(59.1%)	46(1.7%)	2750
1928	330442	23617(7)	1500(44.8)	1330(39.7)	520(15.5)	3350
1929	338802	23099(7)	1250(43.9)	1290(45.3)	310(10.9)	2850
1930	330260	22327(7)	1335(50.7)	1050(39.8)	250(9.5)	2635
1931	251701	20359(8)	700(50.0)	500(35.7)	200(14.3)	1400
1932	159121	27961(18)	220(31.4)	150(21.4)	330(47.1)	700
1933	202113	69234(34)	165(20.6)	185(23.1)	450(56.3)	800
1934	319439	129182(40)	350(27.9)	250(19.9)	655(52.2)	1255

トを越え、第二次ラインハルト計画は「呼び水」としての役割も果たしたのである。ただし、建築数の内訳をみると、改築の占める割合が恐慌前の七パーセントから四〇パーセントに増大しており(表14)、住宅建築促進の効果が見られたとはいえず、なお、ドイツ国民は住居を新築するまでの余裕はなかったものと思われる。住宅建築には、大工、左官、塗装などの手工業者が数多く関連することから、アオトバーン建設、国鉄事業、投資減免税が大企業サイドに立った雇用創出計画と考えられるのに対して、第二次ラインハルト計画は、第一次ラインハルト計画と並んで、労働集約性を重視したナチス中間層政策の一環として位置づけることもできるであろう。⁽²³⁾

ナチス政府がパーペン内閣から受け継いだ租税証券も、将来の減税を約束することによって企業活動の振興を期待する間接的労働力需要増加策の一つである。表4にみるように、一九三四年までに、予定額一五億マルクの発行をほぼ完了し、とりわけ一九三三年に集中的に発行された。ただし、この減税は将来的なものである故に、前述した即時的な減免税に比較して遅効的であり、また、租税証券交付の結果節約された資金が投資に向けられたとは限らない。⁽²³⁾ともかく、ヒトラー政権成立後の二

年間で、投資減免税を除いても、減免税額七億九〇〇〇万マルク(表5)、租税証券発行高一億四五四〇万マルク(一九三三年二月—一九三四年二月)に達した。これに一九三四年までの第二次ラインハルト計画実績四億六〇〇〇万マルク(表1)を加えると、一九三三—一九三四年における間接的労働力需要増加策は二四億マルクとなる。間接的雇用創出政策は直接的なそれに比べて、雇用創出効果の確定が困難であるが、支出実績からして軽視することはできない。

註

- (1) RGBI Teil I, 1933, S. 425.
- (2) RGBI Teil I, 1933, S. 493.
- (3) Wolffsohn, *Industrie und Handwerk*, S. 113.
- (4) Stelzner, *a. a. O.*, S. 86.
- (5) 後藤「ナチ・レジーム初期の雇用創出政策(上)」、五三頁。
- (6) 一九三三年四月七日、ライヒスバンク理事会でシャハトは「溝掘り、砂利敷きなどは経済の始動に役立たない。」と、人力優先の措置を批判した(『ヴァイマルからナチズムへ』、九四頁)。
- (7) *RABl Jg. 19 Nr. 11/12, Teil II*, 1939, S. 162.

- (8) RGBI Teil I, 1933, S. 323-329.
- (9) „Die Arbeitsbeschaffungsmaßnahmen“, in: BA, Koblenz, R 2/13716.
- (10) Ebenda
- (11) Ebenda
- (12) Besprechung mit Industriellen über Arbeitsbeschaffung am Montag den 29.5.1933, in: BA, Koblenz, R 43 II/536.
- (13) RGBI Teil II, 1933, S. 509 f.
- (14) Stelzner, a. a. O., S. 95.
- (15) Stelzner, a. a. O., S. 95, 265.
- (16) RGBI Teil I, 1933, S. 192.
- (17) RGBI Teil I, 1933, S. 324.
- (18) RGBI Teil I 1933, S. 491.
- (19) RGBI Teil I, 1933, S. 651-653.
- (20) Stelzner, a. a. O., S. 104.
- (21) „Die Arbeitsbeschaffungsmaßnahmen“, in: BA, Koblenz, R 2/13716.
- (22) 後藤「ナチ・レジーム初期の雇用創出政策(下)」、三八頁。
- (23) Albers, a. a. O., S. 353 f. (邦訳、四三四頁)

ナチス・ドイツの雇用創出政策 (上)

IV 労働力供給削減策

労働力供給削減策は、ナチス・ドイツの官製統計集には、追加雇用 (Zusätzliche Beschäftigung) としなされているが、要するに工業生産過程外に雇用を創り出し、というよりは、そこに失業労働力を吸収して労働市場の過密を緩和させるための諸措置のことで、雇用創出政策を、購買力の創出、有効需要水準の引上げ、工場の生産再開、恒常雇用という一連の言わば経済的に正当な手順を踏んだ景気浮揚策の概念で捉えるならば、これはむしろ社会政策的体系の中で把握すべきものである。代表的な追加雇用としては、緊急事業 (Notstandsarbeit)、労働奉仕 (Arbeitsdienst)、農村補助労働 (Landhilfe) があげられる。

緊急事業は序で述べたように、一九一九年の「失業扶助令改定」によって定められた生産的失業扶助、及び一九二七年の「職業紹介・失業保険法」によって導入された価値創造的失業扶助に始まる公共失対事業である。その内容は架橋工事、道路建設、河川調整、運河補修などで、各事業は失業保険庁 (RAFAuA) の指示に従って、

表(15) 労働奉仕と農村補助労働の財政 (100万マルク会計年)

	1932	1933	1934
労働奉仕			
ライヒ財政資金	37.737	188.567	366.100
失業保険庁財政資金	8.000	1.129	5.4
失業保険繰越金	41.294	11.000	
地方自治体財政資金	0.810		
その他	0.001	0.012	
農村補助労働			
失業保険庁財政資金		27.709	15.6
計	87.842	228.417	387.1

Schiller, a. a. O., S. 154.

人的労働力を優先的に採用しなければならなかった。⁽²⁾
 労働奉仕は一九三一年以来、長びく不況に対して、青年失業者を吸収して、失業による道德的、肉体的慌廃を防ぐために行なわれたが、失業問題の解消とともに性格が変化し、一九三五年以降は軍事教練化する。⁽³⁾ 農村補助労働は一九三三年三月三日、失業保険庁長官の告示によって、工業地域の青年失業者を追加労働力として農村へ移動させることを目的に導入された。⁽⁴⁾ 労働奉仕と農村補助労働は失業保険庁と国庫によって(表15)、緊急事業はドイツ公共事業会社によって資金調達された。⁽⁵⁾ 失業保険庁の雇用創出支出は、一九三四年までに四億三一八〇万マルクに達し、これは同年までの郵便、アオトバーンを上回り、公営企業の中では国鉄に次ぐ数字である(表1)。⁽⁶⁾

このような形で追加雇用された失業労働者は衣食住の現物支給は受けたが、給与と呼べる程の賃金は受けとっておらず、雇用期間も限定されていたので、ここからインカム・クリエーションを期待することは出来なかった。この他にも、プロイセンとバイエルンで一九三四年三月、大都市の若者を学校卒業後一年間農村へ手伝いにする農業年奉仕(Landjahr)が定められた。プロイセ

ンでは一九三四年に二万人、一九三五年には三万人の青年が、これに吸収され、彼らが都市部の労働市場に登場するのを一年間延期することに成功した。⁽⁷⁾

また、植民事業も一種の追加雇用の創出とみることもできる。一九三一年以来、失業者を都市近郊に移住、植民、自給させる郊外小規模植民が立案され、第一計画（一九三一年一月、四八〇〇万マルク）、第二計画（一九三二年七月、二五〇〇万マルク）、第三計画（一九三三年二月、一〇〇〇万マルク）合わせて八三〇〇万マルクが国庫から調達される予定で、⁽⁸⁾ 実際、一九三四年までに七八六〇万マルクが支出された（表1）。さらに、パーペン、緊急、第一次ラインハルトの三計画にも合計一億一〇三〇万マルクの郊外小規模植民が含まれていた（表9、10、11）。実績では、一九三六年までに郊外小規模植民に一億九一三〇万マルク、農業植民に五三〇〇万マルクが支出され、ライヒの雇用創出支出に占める植民事業の割合は全体の四・五パーセントに相当する（表7）。これらの植民事業は入植者に食料を自給させたので、公的失業扶助の節約になったし、短期的には植民のための資材納入業者を潤す（例えば、入植地における家屋の新築）という側面があったが、恒常的な雇用の創出にはつ

ながらなかった。⁽⁹⁾

以上は、いずれも、工業地域、都市部における失業者を失対事業的な公共事業、農林業に吸収することによって労働市場の過密緩和を図ったわけであるが、同様の意図をもって、女子労働力の家庭への移動が促進された。

これは女子労働力を労働市場から排除して、その分の労働力需要を男子失業者に振り当てようというもので、結婚奨励と女子家事手伝いに関する優遇措置（両者とも、第一次失業減少法による）⁽¹⁰⁾ があげられる。結婚奨励貸付金は、一九三一年六月一日から一九三三年五月三十一日までの間に少なくとも六ヶ月以上働いたことのある女性に対して、再び就業しないことを条件に、⁽¹¹⁾ 無利子、返済額月一パーセント、出産の場合その都度元金の四分ノ一が返済免除になるという極めて有利な条件で融資された。⁽¹¹⁾ 一九三五年までに融資件数五二三〇〇〇件、融資総額は三億マルクにのぼった。⁽¹²⁾ 表16から試算すると一九三三—一九三五年の結婚数は二〇一七〇〇〇件ほどであるから、この三年間の新婚家庭四組に一組は、結婚奨励貸付の恩恵を受けたことになる。これに伴って結婚数は増加し、一九二八、二九年を一〇〇とすると、一九三〇年〱九六、一九三二年〱八七、一九三二年〱八六と減少して

表(16) 結婚数の増減

年	結婚数 (人口1,000人につき)	人口 (1,000)
1928	9.2	63,618
1929	9.2	63,957
1930	8.8	64,294
1931	8.0	64,631
1932	7.9	64,911
1933	9.7	65,218
1934	11.2	65,595
1935	9.7	66,871

Petzina, u. a. (hrsg.), *Sozialgeschichtliches Arbeitsbuch* III, München 1978, S. 32.

いたものが、一九三三年¹¹一〇五、一九三四年¹²一二二、一九三五年¹³一〇五と順調に回復した(表16)。

この当時の若い女性は通常結婚すれば、特別の措置を講じなくとも、仕事を止めることが多かったという指摘もあるが、奨励金の存在が結婚を考えている男女に心理的影響を与えたことは間違いないであろう。¹³一方、この奨励金は購買券という形をとって貸与されたので(さもなければ、借金の返済などに使用される可能性が出てくる)、新婚家庭の商品購入に充当されたものと思われる。その意味では、結婚奨励貸付は購買力強化、消費促進につながったはずである。事実、家具の販売量は一九三四年にはほぼ一九二九年水準に回復した¹⁴(ただし物価水準に差があるため販売額では一九二九年¹⁵一二億マルク、一九三四年¹⁶七億マルク)。しかし、この貸付金の財源は独身者の所得税引上げに求められたため、独身納税者の可処分所得の増加が妨げられ、折角の購買力創出効果が減殺されたことも考えられる。

女子家事手伝い雇用の促進については、雇い主に対する税制上の優遇措置がとられた。即ち、雇用者の所得税に、雇い入れた女子家事手伝い三人までは、追加的扶養子女控除が認められるとともに、社会保険費の負担が軽

減された⁽¹⁵⁾。この結果、一九三三年末までに女子家事手伝い雇用は約一〇万人の増加をみた⁽¹⁶⁾。また一九三三年九月三〇日の家事手伝い失業減少率は、対前年同月比マイナス二二・四パーセントであった(表23)。一方、前記の控除による減税総額は、一九三三、三四の二年間に四〇〇〇万マルクになった(表5)。

この他、消費促進措置として、生活必需品購入証をあげておく必要があるだろう。これは、結婚奨励のための購買券と同様の形式のもので、商品の購入券である。この購入証は公共事業に従事した労働者に対して四週間の労働につき二五マルク分与えられ、指定小売商で衣服、世帯道具、クリーニングなどの支払いに充当することができる⁽¹⁷⁾。百貨店に脅かされる小売商人にある程度の雇客を保証する⁽¹⁸⁾という意味で、これは中間層政策的雇用創出措置の一つでもある。一九三四年までに七〇〇〇万マルクの購入証が発行された(表1)。

このように、ナチス政府は様々な手段を用いて、直接的、間接的に失業者減らしを図ったわけであるが、次章ではその効果について概観してみる。

註

- (1) 第I章註(6)(7)(8)参照。
- (2) Wolffsohn, *Industrie und Handwerk*, S. 50 f.
- (3) Stelzner, a. a. O., S. 109.
- (4) Ebenda
- (5) はじめは失業保険庁、一九三〇年八月一日以降はドイツ公共事業会社によって資金調達が行なわれた(Wolffsohn, *Industrie und Handwerk*, S. 51 f.)。
- (6) 例えば、一九三三年の緊急事業労働者の日給は三マルク、これに対して、同じ年の工業熟練労働者の時間給は七八・五ペニヒであった(Wolffsohn, *Industrie und Handwerk*, S. 145.; *Stat. Hb. v. D.*, S. 472)。
- (7) Stelzner, a. a. O., S. 110.
- (8) Grebler, L., "Work Creation Policy in Germany 1932-1935 I", in: *ILR*, Vol. 35, No. 3 (1937), p. 337.
- (9) Wolffsohn, *Industrie und Handwerk*, S. 62-64.
- (10) ただし、夫の収入が月一二五マルクを下回った場合はこの限りではない(RGBL Teil I, 1933, S. 327)。
- (11) RGBL Teil I, 1933, S. 326 ff.; Albers, a. a. O., S. 356. (邦訳四三七頁) 後藤「ナチ・レジーム初期の雇用創出政策(上)」五六頁。
- (12) Stelzner, a. a. O., S. 101.
- (13) Albers, a. a. O., S. 356. (邦訳四三七頁)
- (14) *Wochenbericht des Instituts für Konjunkturforschung*

- schung* Jg. 9, Nr. 10 (1936), S. 39. なお、消費財物価指数は、一九二八年＝一〇〇とし、一九二九年＝九八、一九三四年＝六七であった (Petzina u. a. hrsg., *Sozial geschichtliches Arbeitsbuch* III, München 1978, S. 84.)。
- (15) *RGBL* Teil I, 1933, S. 326.; „Der Stand der deutschen Arbeitsschlacht“, in: BA, Koblenz, R 43 II/537.; Albers, a. a. O., S. 356. (邦訳四三六頁) 後藤「ナチ・レジーム初期の雇用創出政策(上)」五五―五六頁。
- (16) Albers, *ebenda*
- (17) Wolffsohn, *Industrie und Handwerk*, S. 129.
- (18) 後藤「ナチ・レジーム初期の雇用創出政策(上)」六〇頁。